

沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の規定に基づく経営革新計画の承認を受けた者のうち、小規模事業者が行う経営革新のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）に規定する事業者をいう。
- (2) 経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条の規定に基づき承認を受けたものをいう。ただし、中小企業等経営強化法第15条による変更の承認を受けたときは、その変更後のものをいう。
- (3) 経営革新 中小企業等経営強化法第2条第9項に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模事業者が、承認を受けた経営革新計画に従って行う別表1に掲げる事業とし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表2に掲げるとおりとし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金総額に変更がなく、補助対象経費の各区分において補助金総額の20%を超えない範囲で変更しようとする場

合)はこの限りではない。

- (2) 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第7条の規定に基づき補助金の交付申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第5号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、別記様式第6号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月5日のいずれか早い日までに、次に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納にかかる期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第7条第2号の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 規則、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 前2項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第12条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定される。

なければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の請求)

- 第16条** 補助事業者は、第12条第1項に基づく補助金の額の通知を受けたときは、すみやかに別記様式第9号の請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条** 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10号の2による取得財産等管理台帳明細表を添付しなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部の納付を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

- 第18条** 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第11号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(収益納付)

- 第20条** 補助事業者は、補助事業の完了により、補助対象事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他補助事業の実施に基づき相当の収益が生ずると認められる場合は、別記様式第12号により、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合、その内容を確認し、前項に規定する事由により相当の収益が生じたと認めた場合は、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、当

該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、関係証拠書類とともに経理の状況を常に明確にし、補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(成果の公表)

第22条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱の定めるもののほか、交付事務に関する事務の執行に関し必要な細目的な事項については、担当課長がその事務取扱を定めるものとする。

2 この要綱の改正のうち、様式に係る改正については、担当課長が行うことができるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日より施行する。